



新たな計画等(素案)にご意

区のホームページから閲覧・提出ができます

区では、区政への区民参加の促進及び区政の透明性の向上のため、「区民意見提出手続(パブリックコメント)」。区民生活に広く影響のある区の主要な条例や計画等を制定・策定する際に、素案等の段階で区民の意見を

1 世田谷区一般廃棄物処理基本計画(素案)

環境に配慮した持続可能な社会の実現に向け、ごみの減量と資源分別の取組みなど、一般廃棄物処理の基本的な方針について定める計画です。

計画の背景・課題

社会経済情勢の変化に伴う課題を踏まえ、区民・事業者・区の協働により日常行動やビジネススタイルの行動変容を促進し、さらなるごみの減量と資源循環を推進します。

【主な課題】

- 若年層・単身世帯・転入者などへのより効果的な情報発信
- プラスチックの発生抑制と資源循環による持続可能な地域社会の実現
- リチウムイオン電池などの不適正排出対策
- 災害時を想定した廃棄物対策
- 清掃関連施設の老朽化や労働力不足を見据えた安定的な事業継続 など

区民・事業者・区の協働によりさらなるごみの減量と資源循環を推進するための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

計画に基づく主な取組み

- ①区民・事業者・区の協働による発生抑制
ごみのさらなる発生抑制に向け、区民・事業者の参加と協働により、子育て世代への重点的なアプローチやデジタル技術の活用なども進め、より波及効果の高い啓発に取り組みます。
- ②多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現
持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるため、区民の日常行動やビジネススタイルの行動変容を促すことにより、ものを捨てずに再び使用するリユースや、可燃・不燃・粗大ごみのさらなる分別と資源化を推進します。
- ③廃棄物の適正処理の推進
安定した収集事業の継続のため、より効果的・効率的な収集体制や組織の構築を進めるとともに、拡大生産者責任の原則に基づき、さらなる適正排出の推進に取り組みます。

問 清掃・リサイクル部事業課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3297 FAX6304-3341)

2 世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)(素案)

子どもが安全・安心に健やかに成長できるよう、子どもと子育て家庭を支える支援の充実を図るための計画です。

計画の背景

2年4月に児童相談所を開設し、児童虐待防止に取り組んでいますが、児童虐待相談件数の増加等を踏まえ、さらなる支援の充実を図ります。

計画の理念

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生きることができるとま・せたがや」をめざします。

子どもの命と権利を守るための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

中間見直しのポイント

- 子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組みます。
 - 代替養育※を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう、里親等への委託を推進し、児童養護施設等で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援の充実を図ります。
 - 子どもの権利擁護の取組みを推進します。
- ※代替養育…保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを、里親等に委託し、または施設に入所させて養育すること。

問 児童相談支援課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-7740 FAX6304-7786)

3 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)(素案)

だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための計画です。

計画の背景・課題

区では、区民、事業者、関係団体と協働して、社会の様々な障壁(バリア)をなくす施策を進め、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、全ての区民が可能な限り公平に社会参加し、自立できる生活環境の実現をめざし、まちづくりを進めてきました。

これまでの取組みに磨きをかけるとともに、少子高齢化に伴う働き手不足やICTの普及、大規模災害の発生など、新たな社会の変化による課題を踏まえ、移動等円滑化促進方針と推進計画の取組みを連携させながら、一体的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、地域共生社会の実現をめざしていくため、平成30年度(2018年度)に策定した「推進計画(第2期)後期」を見直し、「推進計画(第3期)」を策定します。

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための取組みについて、ご意見等をお寄せください。

計画に基づく主な取組み

- ①ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり
●だれもが自由に移動でき、公平・平等に利用できるよう生活環境の整備を進め、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ②ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用
●だれもが公平・平等に情報を受け取り、サービスが利用できるよう、情報発信の手法の多様化を進め、取り残されることなく情報を取得し利用できるよう取り組みます。
- ③参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり
●区民等の参加の場をより一層増やし、引き続きユニバーサルデザインの理解促進・普及啓発に取り組みます。
●生活環境の整備にあたっては、多様なニーズを反映させるために、区民等との協働に取り組みます。

問 都市デザイン課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7152 FAX6432-7996)